

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅で人工呼吸器を日常的に使用する者（以下「人工呼吸器使用者」という。）が災害時においても日常生活を支障なく営むことができるようにするため、非常用電源を購入する者に対し、予算の範囲内において松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「非常用電源」とは、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、医療機関等に入院中の者、障害者施設等に入所中の者及び睡眠時無呼吸症候群等によるCPAP（持続陽圧呼吸療法）を受けている者を除くものとする。

- (1) 非常用電源を購入した日及び第6条第1項の申請をした日において本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている人工呼吸器使用者
- (2) 前号に掲げる者の同居の親族
- (3) その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者のいずれかが、同一の人工呼吸器使用者のために過去5年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた実績を有する者である場合は、当該人工呼吸器使用者に係る補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、非常用電源の購入に要した経費とする。ただし、次に掲げる方法で購入する場合は、対象としない。

- (1) オークションによる購入
- (2) フリーマーケットによる購入
- (3) 中古品の購入
- (4) 市場価格に比して著しく購入価格が高額であるものを購入

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の10分の9に相当する額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する世帯が生活保護法による被保護世帯、または、市町村民税所得割非課税世帯である場合は、補助対象経費の合計額の10分の10に相当する額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項における補助金額が100,000円を超えるときは、100,000円を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 申請者は、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付申請書（第1号様式）により申請するものとする。

2 申請者は、前項の申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の内容を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(1) 本市に住所を有することを証する書類

(2) 申請者が属する世帯員について当該年度分（4月から6月にあつては前年度分）の市町村民税の額が証明できる書類

(3) 日常的に人工呼吸器の装着を要することを証する書類

(4) 第3条第1項第2号及び第3号に掲げる補助対象者が申請者である場合にあっては、権限を証する書類

(5) 非常用電源の領収書その他の支払を証する書類（次に掲げる事項が記載されているものに限る。）

ア 当該領収書を発行した者の名称

イ 非常用電源を購入した者の氏名（松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号）第69条第5項に規定する請求権又は領収権の委任がない場合にあっては、申請者の氏名に限る。）

ウ 購入した非常用電源に係る金額、購入日及び品名又は品番

(6) 宣誓書兼個人情報利用同意書（第2号様式）

(7) 第3条第1項第1号に掲げる者が成年被後見人の場合で成年後見人が代理で申請する場合は、成年後見人であることを証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書は、非常用電源を購入した日の属する年度の末日までに提出しなければならない。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その交付の可否を決定し、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付請求書（第4号様式）により、市長に請求するものとする。

(用品の管理等)

第9条 補助金を受けて購入した非常用電源は、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。
2 補助対象者は、非常用電源を良好に、かつ、最善の注意義務をもって管理・使用し、維持に関する経費を負担しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該者に既に交付した補助金の額があるときは、その額の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) その他不相当であると市長が認めたとき

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、当該者にその旨を通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月26日から施行し、同日から適用する。
(改正前の様式の使用)
- 2 改正前の第4号様式であっても申請に必要な事項が記載されている場合は、当該様式を使用することができる。

別表

非常用電源の種目・性能要件

用品の種目	性能要件
ポータブル電源 (蓄電池)	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの
DC/ACインバーター (人工呼吸器の作動又は人工呼吸器への充電のために必要とするものに限る。)	自動車用バッテリー等の直流電源 (DC) を正弦波交流電源 (AC) に変換する装置
正弦波インバーター発電機	ガソリン又はガスボンベで作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの
その他市長が必要と認める用品	上記用品の使用にあたって必要となる用品

<注意事項>

- 1 疑似正弦波（矩形波、補正正弦波）の製品は補助の対象外です。
- 2 海外製の製品の場合には、次の点を確認することをおすすめします。
 - ・ 日本語の取扱説明書が添付されていること
 - ・ 電気用品安全法の適合検査に適合した（PSEマークが付いている）製品であること
- 3 用品の維持に要する経費（用品を保管するための物置、収納ケース、ガソリン、カセットボンベ、エンジンオイル等の購入費、点検・整備費などの費用）については、補助の対象外です。
- 4 当該補助により購入した用品の使用による医療機器の故障については、市は責任を負いかねます。

第1号様式

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付申請書

松戸市長

令和 年 月 日

申請者

氏名			
住所			
人工呼吸器使用者との関係	本人・同居の親族・()		
電話番号			
課税状況	課税・非課税	生活保護受給	有・無

松戸市在宅人工呼吸器用使用者非常用電源購入補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

人工呼吸器 使用者	フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和
	氏名			年 月 日
	住所	松戸市	電話番号	

非常用電源	非常用電源の種類	<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> ポータブル電源 <input type="checkbox"/> DC/AC インバーター <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたもの ()			
	合計購入額(税込)	円			
	購入 用品	種類			
		購入日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		メーカー名			
品番等					

補助金 申請額	※合計購入額の9/10(生活保護受給世帯・非課税世帯10/10)(1円未満切り捨て)と10万円のどちらか少ない方 円
------------	---

- 注意事項
- 非常用電源の使用上の安全性について、医療機器取扱事業者と十分に相談してください
 - 非常用電源は、原則として外付けバッテリーの充電を目的とするものとしてください
 - 補助金の対象となった非常用電源を目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供することはできません

【市記入欄】 補助金決定額 _____ 円 (上限100,000円)
添付書類 領収書 人工呼吸器使用証明書類 宣誓書兼個人情報利用同意書
申請者続柄確認書類 住民票 その他 ()
確認者名 ()

第2号様式

宣誓書兼個人情報利用同意書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住所

氏名

㊟

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付申請にあたり、次のとおり宣誓します。また、市が確認のため、必要な官公署に住民記録、戸籍情報、課税状況、生活保護受給状況等の個人情報等を照会することに世帯構成者は承諾します。

- 1 対象となる人工呼吸器使用者は、医療機関等に入院、入所していません。
- 2 対象となる人工呼吸器使用者は、日常的に人工呼吸器を使用しています。
- 3 対象となる人工呼吸器使用者のために過去5年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていません。
- 4 補助対象となった非常用電源を目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供することはいたしません。

<世帯構成者>

フリガナ 世帯構成者氏名	申請者から 見た続柄	生年月日	印
	本人	大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日	

※申請者ご本人も含めて全員の記名・押印をお願いします。

第3号様式

松戸市指令第 号
年 月 日

様

松戸市長 ⑨

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金
交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金の交付について、次のとおり決定をしたので通知します。

1 次のとおり決定する。

補助対象者	住所			
	氏名			
種類毎の購入年月日		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
補助金の額	円			

2 次の理由により却下する。

第4号様式

年 月 日

松戸市長

住所
氏名

印

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付請求書

年 月 日付け松戸市指令第 号で決定のあった松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金の交付について、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求金額

十万	万	千	百	十	一

円

2 振込先

銀行	口座名義	(フリガナ)											
	金融機関名	支店名	口座番号										
			普通・当座										
ゆうちょ銀行	口座名義	(フリガナ)											
	通帳の記号				通帳の番号 (右詰め)								
	1				0	/							

第5号様式

松戸市達第 号
年 月 日

様

松戸市長 ㊟

松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け松戸市指令第 号で決定した松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金の交付について、松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり当該交付の決定を取り消したので、通知します。

記

1 取消年月日

年 月 日

2 理由